

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：金属くず回収業に関する条例
根 拠 条 項：第6条
処 分 の 概 要：金属くず回収業の許可の取消し
原 権 者：北海道公安委員会
法 令 の 定 め： 金属くず回収業に関する条例第4条（許可の基準）
処 分 基 準： 金属くず回収業に関する条例第6条各号に該当する場合、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、金属くず回収業の許可の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって法人の役員が条例第4条第11号に該当する場合であって、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 (電話011-251-0110)
備 考：